

平成 25 年（東）第 1479 号、第 1908 号、第 2207 号、第 3154 号
申立人

被申立人

回 答 書

平成 26 年 6 月 25 日

原子力損害賠償紛争解決センター
仲介委員
同
同

被申立人代理人弁護士

頭書事件について、貴センターから提示された平成 26 年 3 月 20 日付け和解案提示理由書により示された和解案（以下「本和解案」といいます。）について、被申立人は、次のとおり回答いたします。

第 1 回答

被申立人は、貴センターの和解案を尊重するべく慎重に検討してまいりました。しかしながら、後記第 2 で述べる理由により、本和解案のうち、下記の範囲について受諾し、その余は受諾いたしかねます。

なお、申立人ごとの個別事情に関しては、お申し出に応じて解決の道を探るべく真摯に協議させていただきます。

ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 精神的損害増額の対象者
申立人のうち傷病を有していた高齢者（75 歳以上）
- 2 対象期間
本件事故発生時から平成 24 年 3 月末日まで（18 ヶ月間）
- 3 増額する賠償金額
一人月額 2 万円

第2 理由

1 本和解案に対する被申立人の基本方針

(1) 中間指針等と個別事情との関係について

原子力損害賠償紛争審査会（以下「紛争審査会」といいます。）は、本件事故によって、甚大で広範な被害が発生したことから、原子力損害の賠償に関する法律第18条第1項、同第2項に基づき、中間指針をはじめとして一般的な指針を策定し、迅速、公平かつ適正な損害賠償を実現するため、被害者に共通する事項について紛争解決の指針を示しました（以下「中間指針等」といいます。）。

一方、原子力損害賠償請求権が個々の被害者ごとに成立するものである以上、被害者固有の個別事情に基づき損害賠償責任の内容が決定され、中間指針等もこのような個別事情に基づく損害賠償責任判断を前提としております。したがって、被申立人も、損害賠償責任の内容が中間指針等と必ずしも一致しない場合があると考えております。

(2) 和解案に対する被申立人の基本方針

このような中間指針等と個別事情の関係に照らして、被申立人としては、中間指針等の趣旨をふまえながら各々の個別事情に応じて合理的かつ誠実に対応していくこととしており、紛争審査会の下にある貴センターが、中間指針等に従い被害者の個別事情に基づいて提示された和解案について受諾してまいりました。

また、被申立人は、原子力損害賠償支援機構法に基づき認定を受けた特別事業計画において、迅速かつ適切な賠償を実現するため、貴センターの提示する和解案を尊重することを表明してまいりました。

しかしながら、例えば個別事情に基づく損害賠償を超えて、中間指針等における精神的損害の評価を超える一律の金銭的評価がなされるような場合や、客観的事実からすると本件事故との相当因果関係を認めがない場合については、上記の中間指針等と個別事情の関係に照らしても、中間指針等に基づき賠償を受けた方々との公平性を著しく欠く結果となるため、被申立人において必ずしも受諾できないこともあります。

(3) 同種訴訟との関係

また、本手続外において、同種事案に関する訴訟手続が裁判所に係属している場合、被申立人は、被害者間の公平性、手続の透明性、手続的正義の観点から、最終的に司法機関である裁判所の判断に従うことになります。また、同種訴訟が係属している場合に、当該訴訟手続外で被申立人がとった行為、特に本件のように大型の集団申立事案における和解案を受諾する行為は、当該訴訟手続に影響を与えるおそれを否定できません。

せん。

したがって、和解仲介手続と同種事案について訴訟手続が係属している場合、当該訴訟における裁判所の判断が出されるまでの間、被申立人は、和解仲介案を受諾できないこともあります。

2 本和解案について

(1) 本件事案と本和解案の概要

① 本件事案の概要

本件は、浪江町在住の町民1万5313人（ただし、申立時の人数）が本件事故により発生した精神的損害として、平成23年3月11日から除染が達成されるまでの間、中間指針等で定める精神的損害一人月額10万円又は12万円に加え、一律に一人月額25万円の支払を求めて和解仲介手続を申し立てた事案であります。

② 本和解案の内容

本和解案の内容は以下のとおりです。

(1) 避難生活の長期化に伴う精神的損害（将来への不安等）の増額について

申立人らの平成24年3月11日から平成26年2月末日までの間の精神的損害に対する賠償額として、中間指針等で定める一人月額10万円又は12万円に一人月額5万円を加算する。

(2) 高齢者の精神的損害の増額について

① 平成23年3月11日時点において年齢が75歳以上の申立人については、平成23年3月11日以降の日常生活阻害慰謝料として、中間指針等が定める一人月額10万円又は12万円に一人月額3万円を加算する。

② 平成23年3月12日以降、年齢が75歳に達した申立人については、誕生日の属する月以降に発生する日常生活阻害慰謝料として、中間指針等が定める一人月額10万円又は12万円に一人月額3万円を加算する。

(2) 本和解案の理由

本和解案の提示理由は、概略、次のとおりです。

① 避難生活の長期化に伴う精神的損害の増額について

本和解案の提示理由は、浪江町全域が、本件事案発生から3年経った現在でも避難指示解除の見込みは立っていないため、申立人らは、今後の生活再建や人生設計の見通しを立てることが困難であり、自らの将来について不安を增幅させていること、また、孤立状態が継続しているこ

と、及び、仮に避難指示が解除されたとしても元の状態に復することが困難になりつつあることが、申立人らの不安感を増大させていると述べます。そして、このような本和解案の提示理由により、申立人らが避難生活において抱える精神的損害は、中間指針等が策定された時点よりも増加しており、遅くとも本件事故発生から1年が経過した平成24年3月以降は、相当程度増大したといえることから、平成24年3月から本和解案提示時において経過済みの平成26年2月まで少なくとも月額5万円増額すると述べます。

イ 高齢者の精神的損害増額について

本和解案の提示理由は、高齢者は環境変化への適応が困難であり、体力も年齢の経過と共に低下していくため、正常な日常生活の維持・継続の阻害によって生じる精神的損害も相対的に大きいといえること、また、高齢者は地域社会への依存の程度が高く、地域社会から切り離されることによって増加する負担が高いこと、さらに、高齢者においては、帰還又は生活再建のために残された時間が少ないため、故郷に帰る見込みについて悲観的になっていることを理由に、申立人らのうち、75歳以上の高齢者に生じた避難生活に伴う精神的損害として、一人月額3万円を増額すると述べます。

(3) 本和解案に対する被申立人の主張

ア 避難生活の長期化に伴う精神的損害の増額について

本和解案に対する被申立人の主張は以下のとおりです。

(ア) 中間指針等との関係

避難生活に伴う精神的損害について、中間指針等は、避難を余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたことに対して申立人らに共通のものとして、一人月額10万円と評価する一方で、個別事情に基づき、精神的損害を増額する場合があるとしています（中間指針等第3-6）。

しかしながら、本和解案は、申立人ごとの個別事情を考慮することなく、浪江町民であることのみをもって一律の精神的損害の増額を認めております。したがって、本和解案は、避難指示に基づき避難した被害者に共通して発生する精神的損害を、一定の金額に評価した中間指針等と乖離するものと言わざるをえません。

このことは、従前から、貴センターの和解仲介事例においても、避難等対象者であること、又は、特定の市町村の住民であることのみを理由に精神的損害の増額をしていないことから裏付けられます。

さらに、本件と同種の事案について訴訟手続が係属中であることを考慮すると、被申立人は、他の避難等対象者に対する公平性、透明性の面で影響が極めて大きいことから、本和解案を受け入れることはできません。

また、本和解案において示された避難の長期化に伴う精神的苦痛は、中間指針等すでに評価されている要素であり、このような理由で増額することは、重複した評価をしていると言わざるを得ません。

(イ) 総括基準との関係

また、貴センターの総括基準においては、「今後の生活の見通しが立たないという非常に不安な状態」を増額事由として公表されています（平成24年2月14日決定）。しかしながら、当該事由は中間指針等の「いつ自宅に戻れるかわからないという不安な状態」（中間指針等第3-6備考5、第二次追補第2-1備考5）という事由とは、形式的・表面的な用語こそ異なっているものの、実質上全く同一の意味内容であると捉えることが自然であり、異なるものとは考えられません。

付言すれば、上記総括基準の公表に先行して、平成23年11月から被申立人は、平成23年9月以降（第2期）についても、避難の実態などを考慮した上で、中間指針等で5万円とされた精神的損害について、一人月額10万円の賠償を継続して行なっているところ、貴センターの上記総括基準については、被申立人の支払実態と実質的には同一視されているものと理解しております。実際に、上記総括基準が公表されてから2年以上が経過いたしますが、貴センターの和解仲介事案においても、精神的損害について、「今後の生活の見通しが立たないという非常に不安な状態」という事由と、中間指針等の「いつ自宅に戻れるかわからないという不安な状態」という事由とが異なっていることを理由として、精神的損害につき一人月額10万円（または12万円）に5万円を増額した事例はありません。

イ 本和解案の高齢者の精神的損害の増額について

上記のとおり、個々の被害者の精神的損害に対する金銭的評価に当たって、個別事情に基づくことについては、被申立人も異存がありません。たしかに、高齢者の中には、傷病を有している場合など、避難開始当初の混乱期において、避難生活の阻害の程度が大きい場合があったものと考えます。しかしながら、中間指針等は、単に高齢者であることを増額事由にしておらず、個別事情に基づく生活阻害の程度を考慮して、精神的損害を増額するという考え方をとっています。

また、貴センターの和解仲介事案においても単に高齢者であることのみで精神的損害を増額した事例はないと理解しております。

したがって、単に高齢者であることを理由として精神的損害を一律に増額する本和解案は、中間指針等と乖離するものと言わざるをえません。

3 被申立人の回答について

(1) 被申立人の回答の概要

上記1で述べたとおり、被申立人としても、本和解案については最大限尊重したいと考えております。そこで、傷病を有していた高齢者（75歳以上）については、「傷病を有していた」という個別事情に基づき、本件事故発生時から平成24年3月まで（13ヶ月間）の期間において、精神的損害について一人月額2万円の増額をする範囲で受諾いたします。

(2) 被申立人の回答に関する補足説明

ア 健常な高齢者の数が多いことは明らかであるため、単に高齢者であることだけを理由として、避難に伴う精神的損害が大きくなるものではないと考えます。貴センターの総括基準（平成24年2月14日決定）でも高齢者であることのみを精神的損害の増額事由とはしておらず、また、上記のとおり、貴センターの和解仲介事案においても単に高齢者であるという理由のみで精神的損害を増額した事例はないと理解しております。

もっとも、一般的に考えると、傷病を有していた高齢者は健常な方と比べて避難生活に適応することが困難であるなど、日常生活を阻害する何らかの個別事情があったことは伺われます。特に中間指針等では本件事故による突然の日常生活とその基盤の喪失等による混乱等から長期間の避難生活の基盤が形成されるまでの期間を「第1期」と位置づけているところ、当該期間においては、傷病を有していた高齢者の方々については、上記の困難さは、当該期間の精神的損害を増額しうる個別事情と考えることができます。加えて、避難の実態に照らすと、本件事故後6ヶ月をもって、ただちに日常生活の混乱が収まったとまでは言い切れないこと等の事情を最大限斟酌し、第二次追補において避難区域等の見直しに係る将来の損害の考え方方が示された平成24年3月まで個別事情に基づく増額をさせていただきます。

イ 増額の金額については、傷病を有していた高齢者の精神的苦痛の大きさは、避難所・体育館・公民館等（以下「避難所等」といいます。）の避難生活における精神的苦痛と同程度の場合が多いと考えられるため、中間指針等が認めた避難所等における避難生活の期間に対する増額の

金額と同額の一人月額2万円とするのが相当と考えます。

申立人ごとの個別事情に関しては、お申し出に応じて解決の道を探るべく真摯に協議させていただきますが、被申立人としましては、一律の賠償を求める本手続きとは別途、協議させていただきたいと考えております。

以上